

福岡県公報

平成19年2月26日
第2646号

目 次

告 示 (第406号—第414号)

○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 1
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 2
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 3
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 7
公 告	
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 8
雑 報	
○福岡高速道路の料金及び料金徴収期間の認可における社会実験に関する割引の期間延長	(高速道路対策室) 9

告 示

福岡県告示第406号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり((イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	19年4月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	新宮町
	19年4月6日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年4月9日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年4月10日	10:00~12:00 13:00~15:00		古賀東区公民館
	19年4月11日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年4月12日	10:00~12:00 13:00~15:00		宇美町消防会館
	19年4月13日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年4月16日	10:00~12:00 13:00~15:00		須恵町カルチャーセンター
	19年4月17日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年4月18日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年4月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	篠栗町商工会	篠栗町
	19年4月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場	久山町
	19年4月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	柏屋町役場	柏屋町

	19年4月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	19年4月26日から19年6月25日まで	左欄の間に行う検査については、糟屋郡内各町及び古賀市と協議の上、指示する。	糟屋郡古賀市
	19年4月26日から19年6月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糟屋郡古賀市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年4月26日から19年7月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糟屋郡古賀市	

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年4月26日から19年6月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糟屋郡古賀市	

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年4月26日から19年7月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糟屋郡古賀市	

福岡県告示第407号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり((イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	19年4月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばーる館	筑前町
	19年4月3日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年4月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	
	19年4月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A筑前あさくら宝珠山営農センター	東峰村
	19年4月6日	10:30~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	
	19年4月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅 バサロ	

		10:00~12:00		
19年4月10日	13:00~15:00	J A 築前あさくら 志 波 支 店		
19年4月11日	10:00~12:00	J A 築前あさくら 杷 木 支 店		
19年4月12日	13:00~15:00	J A 築前あさくら 高 木 支 店		
19年4月13日	10:00~12:00	朝倉体育センター		
19年4月16日	13:00~15:00	秋月 BATABATA 市 場		
19年4月17日	10:00~12:00			
19年4月18日	13:00~15:00	朝 倉 市 役 所		
19年4月19日	10:00~12:00			
19年4月23日	13:00~15:00	大 刀 洗 町 役 場	大 刀 洗 町	
19年4月24日	10:00~12:00			
19年4月25日	13:00~15:00	小 郡 市 体 育 館	小 郡 市	
19年4月26日から 19年7月25日まで	左欄の間に行う検査については、朝倉 郡各町三井郡各町、朝倉市及び小郡市 と協議の上、指示する。	朝 倉 郡 三 井 郡 朝 倉 市 小 郡 市		
(イ) ばね式指示 はかり又は電 気式はかりで 目量の数が 6,000を超 えるもの検査	19年4月26日から 19年6月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。	朝 倉 郡 三 井 郡 朝 倉 市 小 郡 市	

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に

朝 倉 市

該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によ りアの検査を受 検できない非自 動はかり、分銅 及びおもりの検 査	19年4月26日から 19年7月25日まで		左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。	朝 倉 郡 三 井 郡 朝 倉 市 小 郡 市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、 分銅及びおもり の検査	19年4月26日から 19年6月25日まで		左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。	朝 倉 郡 三 井 郡 朝 倉 市 小 郡 市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に 該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によ りアの検査を受 検できない非自 動はかり、分銅 及びおもりの検 査	19年4月26日から 19年7月25日まで		左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。	朝 倉 郡 三 井 郡 朝 倉 市 小 郡 市

福岡県告示第408号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器
の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり((イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	19年5月7日	10:00~12:00	小波瀬コミュニティーセンター	苅田町
		13:00~15:00		
	19年5月8日	10:00~12:00	三原文化会館	
		13:00~15:00		
	19年5月9日	10:30~12:00	J A 福岡みやこ伊良原支所	
		13:30~15:00		
	19年5月10日	10:00~12:00	みやこ町犀川体育館	
		13:00~15:00		
	19年5月11日	10:00~12:00	みやこ町豊津支所別館	
		13:00~15:00		
	19年5月14日	10:00~12:00	みやこ町勝山体育館	
		13:00~15:00		
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	19年5月16日	10:00~12:00	行橋市仲津公民館	行橋市
		13:00~15:00	行橋市今川公民館	
	19年5月17日	10:00~12:00	行橋市延永公民館	
		13:00~15:00		
(ア) 知事が指定する場所で実施する検査	19年5月18日	10:00~12:00	行橋市民会館	
		13:00~15:00		
(イ) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査	19年5月21日	10:00~12:00		京都郡行橋市
		13:00~15:00		

	19年5月22日から 19年7月21日まで	左欄の間に行う検査については、京都郡内各町及び行橋市と協議の上、指示する。	京都郡行橋市
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	19年5月22日から 19年7月21日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	京都郡行橋市

イ 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年5月22日から 19年8月21日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	京都郡行橋市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年5月22日から 19年7月21日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	京都郡行橋市

イ 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域

特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年5月22日から 19年8月21日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	京都郡行橋市
--------------------------------------	--------------------------	---------------------------------------	--------

福岡県告示第409号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり((イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	19年6月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター	赤 村
	19年6月5日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年6月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	歓遊舎ひこさん	添 田 町
	19年6月7日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年6月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	添 田 町 役 場	
	19年6月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	大 任 町 役 場	大 任 町

19年6月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町農産物直売所 「D e • 愛」	川崎町
19年6月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町民会館	
19年6月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館	
19年6月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館 方城分館	福智町
19年6月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館 金田分館	
19年6月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸田町役場	糸田町
19年6月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	香春町体育センター	香春町
19年6月22日	10:00~12:00 13:00~15:00		
19年6月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	田川市
19年6月26日	10:00~12:00 13:00~15:00		
19年6月27日	10:00~12:00 13:00~15:00		
19年6月28日	10:00~12:00 13:00~15:00		
19年6月29日から 19年8月28日まで	左欄の間に行う検査については、田川郡内各町及び田川市と協議の上、指示する。		田川郡 田川市
(イ) ばね式指示 はかり又は電 気式はかりで 目量の数が 6,000を超える ものの検査	19年6月29日から 19年8月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	田川郡 田川市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年6月29日から 19年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		田川郡 田川市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年6月29日から 19年8月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		田川郡 田川市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年6月29日から 19年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		田川郡 田川市

福岡県告示第410号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字蓮ヶ池284-1、284-5、288-1及び288-10並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部（第二工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大名2-4-5

株式会社丸美 代表取締役 金丸 近

福岡県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業吉川地区小伏換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
宮若市	小伏	扇	971-1	田	440のうち64
宮若市	小伏	夕蒔	434-1	田	1930のうち700
宮若市	小伏	石松前	67	田	1004のうち700
宮若市	小伏	東大黒	338	田	1791のうち95
宮若市	小伏	岩ヶ鼻	798	田	2948のうち400
宮若市	小伏	井下田	38	田	400のうち187
宮若市	小伏	正田	622	田	942のうち540
宮若市	小伏	平田	1428-1	田	413のうち231
宮若市	小伏	井下田	32-1	田	1106のうち90
宮若市	小伏	松元	398-1	田	647のうち370

宮若市	小伏	四反田	1622	田	1209のうち47
宮若市	小伏	東大黒	323	田	1537のうち574
宮若市	小伏	夕蒔	431	田	1259のうち723
宮若市	小伏	扇	950	田	819のうち200
宮若市	小伏	原柿	548	田	1133のうち362
宮若市	小伏	三太夫	1686	田	725のうち42
宮若市	小伏	原柿	542-2	田	495のうち400
宮若市	小伏	原柿	580	田	515のうち167
宮若市	小伏	宮部	458	田	1467のうち338
宮若市	小伏	西大黒	317	田	247のうち200
宮若市	小伏	井下田	37	田	581のうち136
宮若市	小伏	原崎	893	田	634のうち105
宮若市	小伏	竹原崎	476-1	田	935のうち52
宮若市	小伏	夕蒔	427	田	890
宮若市	小伏	正田	605	田	2800のうち882
宮若市	小伏	立地	915	田	591のうち238
宮若市	小伏	入江ノ向	235	田	800のうち773

福岡県告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年2月7日福岡県告示第192号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月16日農林水産省告示第620号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年12月21日福岡県告示第2096号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 久留米都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成19年3月20日 午後7時から9時まで
- (2) 場所

職員会館メルクス（久留米市中央町21-16）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

- (ア) 都市づくりの基本理念
- (イ) 地域毎の市街地像

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (ア) 区域区分の方針
- (ウ) 主要な都市計画の決定等の方針
(ア) 土地利用に関する方針
- (2) 久留米都市計画区域区分の変更の案の概要
人口フレームを次のように変更する。

区分	年次	
	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	236.5千人	239.0千人
市街地内人口	198.2千人	200.7千人

(3) 閲覧

同案については、平成19年2月26日から同年3月12日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久留米市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年3月12日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

- (1) 傍聴
公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又

は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

雑 報

福岡県北九州高速道路公社公告第11号

平成18年7月24日付福岡北九州高速道路公社公告第4号「福岡高速道路の料金にかかる社会実験に関する割引」の内容の一部を下記のとおり変更したので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成19年2月26日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

1のウ及び2のウの「平成18年8月1日から平成19年2月28日まで」をそれぞれ「平成18年8月1日から平成19年3月31日まで」に改める。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)